

監事監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 監事監査の基本方針

機構は、国の政策を着実に実施していくために、多額の公金を扱う公的な機関として、厳正な業務運営が求められている。監事は、理事長と同様に農林水産大臣から任命された独立の機関として、機構の業務を監査することにより、その健全な業務運営を確保し、内部統制の確立に資する責務を負う。

2 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程及び監事監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、業務監査室、企画調整部及びその他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めた。

役員会、幹部会、年度計画の進捗点検・評価を行う年度評価ヒアリング、その他の重要な会議に出席し、かつ決裁文書等を閲覧し、役職員等からその職務の執行状況についての報告・説明を受け、農林水産大臣に提出する書類を調査・作成した。

また、役員（監事を除く。以下同じ。）の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。）について、地方事務所の監事監査を含め、職員にその整備・運用の状況について必要に応じて説明を求めた。加えて令和5年度に引き続き52名の職員への個別非公開インタビューを実施し、業務課題や職場風土等の現況について率直な意見を聴取した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業実績報告書の会計に関する部分について検証するに当たって、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監視するため、会計監査人から職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

主として、以上の方法により、機構の令和6事業年度に係る監査を行った。

3 監査結果

- (1) 機構の業務は、国内外の農畜産業を取り巻く環境が変化している中、国民の消費生活に不可欠な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るために、多額の公的資金を預かって、国の施策を迅速・的確に遂行することである。機構はこの責務を深く自覚し、誇りと緊張感を持った役職員等により、法令等に従い中期目標の着実な達成に向けて運営されているものと認める。
- (2) 役員職務執行に関する不正・法令違反等の重大な事実等は認められない。
- (3) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認める。
- (4) 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

4 独立行政法人改革に関する基本的な方針等、閣議決定等で特に定められた監査事項

(1) 給与水準の状況

令和6年度においては、民間給与の動向を踏まえた人事院勧告に基づく給与制度のアップデートにより30数年ぶりの本棒、期末手当等の大幅な増額が図られた。また、高年齢層の昇給幅の圧縮とポストオフ制度は継続している。その結果、令和6年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案ラスパイレス指数は102.7(令和5年度102.2)であり、職員の給与水準は概ね妥当なものと認められる。

一方で、令和7年度での組織改正に伴う管理職への負担増に対し業務調整手当の引き上げも行うこととされている。

(2) 理事長の報酬水準の妥当性

理事長は、機構の代表としてその業務を総理し、法人運営に関する最終的な責任と権限を有する。機構が目的とする農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、災害被害等への緊急対策、情報収集提供業務等を統括しつつ、関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを発揮し、機構の業務を的確に遂行している。

報酬は、行政事業型の成果目標達成法人の長の平均報酬水準(21,056千円)を下回っており、妥当であると考えられる。

(3) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

自律的な調達合理化のため、「競争入札の拡大」と真に必要な場合を除く「一者応札の解消」を重点取組事項としている。

新たな随意契約に際しては、機構内に設置した「随意契約等審査委員

会」による事前審査、外部有識者と監事で構成する「契約監視委員会」での点検・審議を実施している。やむを得ず随意契約とする場合も一般競争入札に準じた予定価格作成を通じて価格の妥当性を十分検証した上で交渉する姿勢を徹底している。

令和6年度の契約件数は298件、契約金額は264億円で対前年度比79億円の増額となっている。増額の主要因は輸入乳製品の価格上昇・数量増によるものである。このうち競争性のある契約は211件で256億円、競争性のない随意契約は87件で8億円であった。これは対前年度比6億円の増額である。契約に当たっては可能な限り個別に価格交渉を行い縮減に努めたが、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）との3年毎に交わす3件の調査業務委託契約によるところである。

一者応札は、契約件数44件で6億円と前年度と比較し3件減、金額は2億円の減額となっている。44件のうち18件がシステム保守業務委託関連、9件が調査業務委託であった。半数以上は契約相手の選択肢が限られる専門性の高い分野であり、妥当な契約内容と考える。

5 その他、特に留意して監査した事項

役職員等が業務の特性を理解し、緊張感とより高いモチベーションを持って業務に邁進できるよう、業務を的確に執行する前提としての適正な組織運営の観点からの内部統制及び業務改善を進めている。

その上で、各セグメントにおいては情勢変化に即した取り組むべき業務課題を的確に対応しているところである。

(1) 人事関連について

令和元年度以降、能力・実績重視の人事と給与への適切な反映、人材の充実とその有効活用に継続的に取り組んでいる。

ア 目標の「困難度・重要度」を評価要素として織り込む等のメリハリの利いた人事評価を心掛けている。

イ 人事異動については担当理事の意見を踏まえ、生産現場への行政サービス向上と職員個々の能力を最大化出来得る適材適所の人員配置を心掛けている。

育児・介護などへの対応すべき働き方の変化に即し、より業務の効率性・機動性を鑑み令和7年4月1日付け及び令和8年4月1日付けでの管理関係部署・特産部署の組織統合・再編を決定した。組織編成については、今後も業務の内容・課題・量や仕組みの変化、人員配置等を以って流動的であることが肝要であると考ええる。

ウ 職員の業務遂行能力向上のため、階層別・部門別・ITリテラシー向上・知識習得研修などの研修が実施され、内容の充実も図っている。

既存の出向先以外に在外勤務者を増やす取組にも注力している。令和7年度も様々な出向機会を創設し職員の知識・業務遂行能力の向上、更に機構の機能充実に役立つことを期待する。なお、新たに在外勤務者に対して業務の充実度や悩みなどを聴取する面談を実施した。在外勤務者が安心して知識・能力向上に繋がる業務遂行ができるよう必要に応じて面談等によるフォローアップを願いたい。

エ 令和6年3月に「えるぼし認定」を取得したところであるが、引き続き上位の「プラチナえるぼし認定」や「くるみん認定」を取得するべく取り組んでいる。認定取得に向けて、制度利用の環境を整え、実績を積み重ねていってほしい。

(2) 理事長のコミュニケーションの取組

ア 理事長との直接・定期的打合せの実施

令和6年度は、理事長と監事の打合せを計3回実施した。理事長から機構が対処すべきリスク・課題、それに基づく業務運営方針を聴取し、監事からも意見・提案を申し上げ、双方が業務運営課題解決への共通認識を持つことができている。今後もぜひ継続実施したい。

イ 理事長からの役職員へのコミュニケーション

毎週開催される幹部会での理事長のコメント・指示事項をイントラネットに掲載することにより全役職員へ周知し、健全な業務遂行に有効に働いている。また、理事長は各階層との個別面談も随時行っており、職員との距離感を自ら縮め、風通しの良い、自由に意見を言える職場作りを心掛けている。引き続き職員が距離感を感じないコミュニケーションを心掛けてほしい。

(3) DX推進等による業務品質・効率の改善

デジタル専門人材育成のため、若手向けITリテラシー向上研修を初め、PMO向け及びPJMO向けの各種システム研修を実施した。PMOがPJMOへ各プロジェクトの横断的管理等のための支援を実施し、その内容をグループウェア上で閲覧・参考にできるよう掲載し、機構全体に水平展開している。

アウトソーシングも積極的に進めており、IT専門技術者からの適切なアドバイスを得るために、従来のシステムの保全管理、開発・改修の仕様書のコンサルティングに加え情報セキュリティアドバイスも得る体制を整えた。更に日常のICT技術支援委託業務にPMO・PJMO支援を追加した。税務関係を税理士法人に、社会保険関係を社会保険労務士法人に委託した。

電子決裁システム導入等ペーパーレス化を推進しており、コピー用紙の購入量は前年度比約1割削減できた。

このような効率化の取組に加え、時差通勤・テレワークの推進・定着など労働環境整備により1人当たり月間平均超過勤務時間は前年度比約18%減の9.3時間と減少した。

リスク管理における取組として、役職員全員に対し業務上のリスク管理手法及び留意点を学ぶ動画視聴を実施した。情報セキュリティ上のリスクとしてのデータ改ざんや情報漏洩等への防止対策として各業務システムのセキュリティ診断とその結果に基づく対策とともに、役職員に対し、情報セキュリティ研修と日常ではPC画面のポップアップメッセージ表示による意識付けを実施した。

機構におけるリスク回避・業務改善・効率化への取組の実効性は高まっている。日常業務に潜んでいるリスクを排除する仕組み改善等の提案を積極的に取り入れ、ヒューマンエラーによるケアレスミスをなくし、更に業務品質向上と効率化を進めてもらいたい。

(4) 業務課題への取組

ア 畜産関連では、食肉センター等24社の機構出資先に対する令和5年度決算及び令和6年度中間決算ヒアリング等により、取り巻く環境及び経営状況の把握に努めた。食肉処理施設は、畜産農家の減少、コスト高騰、施設老朽化、人員不足等さまざまな課題を抱えていると同時に、食肉輸出拡大への期待が大きい。令和7年4月制定の「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、食肉処理施設の再編・合理化・高度化を推し進め、令和12年度での稼働率目標が設定された。機構は出資者として、稼働率目標を念頭に各出資先のさまざまな経営課題を所在する地方自治体を初め関係者と共有し、出資先支援に努めてもらいたい。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震被害への対応や近年多発する家畜伝染病への対応について、各緊急対策事業を生産者等関係者へ丁寧な説明と可能な限り要望に沿って実施した。緊急対策は突発的な対応であり、職員には通常業務との分担に配慮しつつ、生産者等へは引続き丁寧な対応を心掛けてもらいたい。

イ 令和5年9月に発覚した「契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業に係る平均取引価額の算定誤りについて（お詫び）」（令和5年11月10日公表）において、追加交付は関係する道県・契約野菜生産者（69者）と協議を進め、令和7年3月末日までに45者に、4月18日に24者に交付を行い、追加交付は完了した（総225,295千円）。過大交付となっており返納依頼を行っていた76者（45,673千円）のうち4者から4月18日時点で1,446千円の返納協力を得た（令和7年5月9日公表）。

再発防止に向けて本事業のシステムを改修し、本事業のみならず他部署でも類似の案件を生じさせないよう機構全体にて注意喚起と職員研修等も実施しているところである。このような問題を生じさせると機構の信頼失墜に繋がり、収束に多大な労力・時間並びにコストを費やすことを肝に銘じ適正な業務執行に注力願いたい。

ウ 砂糖勘定について、調整金収支は令和5事業年度まで5年連続の単年度マイナス、累積では677億円のマイナスとなっていた。令和6事業年度は、異性化糖運用見直しによる調整金収入の確保、指定糖調整率の引き上げ、国内産糖交付金単価引き下げが関係事業者の理解・協力を得て実施され、加えて令和6年度の国の補正予算で60億円の糖価調整制度安定運営緊急対策交付金が措置され、収支は単年度で46億円のプラスとなり、累積のマイナスは631億円へと縮減できた。収支改善は糖価調整制度の持続性を保持するためには不可欠であり、引続き農林水産省・関係事業者と連携し取り組んでもらいたい。

エ 情報調査・提供は、畜産・野菜・砂糖の各月刊情報誌に加え、alicホームページで国内外の農畜産物関連の情報を知ることができることを広く国民に認知してもらうためメルマガ案内のチラシを消費者イベント・外部との会議等で配布し、登録者数の増加を図った（令和6年度末5,808件（前年比104.5%））。また、YouTube（alicチャンネル）にて「和牛の米国輸出への取組・動向」など3回のセミナーの動画配信を実施した。

広報誌（webマガジン）による機構業務の紹介や農畜産物の情報の提供を各月に行い、国産農畜産物消費の拡大や食育活動として「ファーマーズ・キッズフェスタ」などのイベントに協賛し、alicブースを出展した。また、消費者との意見交換会として直接参加型のalicセミナーも実施した。

国産野菜の利用拡大を目的に野菜の生産者と実需者とをマッチングさせるサイトであるベジマチを令和3年度より運用しているが、イベントなどでのサイト紹介・普及活動により総登録者数は令和6年度末1,075者（前年度比191者増）、商談成立は令和6年度48件（前年度比16件増）、累計で105件と登録者数増加とともに商談成立件数も増加傾向にある。

機構業務と直接関係する生産者や事業者のみならず国民への農畜産物の情報提供も機構の重要な業務と考える。あらゆる機会を通じて国産農畜産物の生産・需要拡大に結び付く情報提供や取組に努めてもらいたい。

（5）コンプライアンスの推進

令和6年度も年2回の「コンプライアンス推進週間」において、役職

員等全員参加を前提にコンプライアンスチェックによる理解度の確認等に取り組んだ。このほかにも e ラーニング研修、外部講師研修、アンケート調査、自己点検等が実施された。また、コンプライアンス窓口（なんでも相談デー・外部窓口も含めて）に14件（前年度16件）の相談があった。引き続き、役職員個々がコンプライアンスについて意識を高め、職場風土醸成に努めてもらいたい。

6 監事所見

監査結果に述べたとおり、業務執行上重要な問題は見受けられない。ただし、さまざまな取り組むべき課題は山積していると思われる。令和7年度も理事長はリーダーシップを発揮し、ガバナンスを効かし、全役職員は、個人の知識・能力とチーム力を高めて、より働き甲斐を感じる職場を作るとともに、潜在する業務上リスクを見極めながら、機構内に留まらず関係者への利便性にも配慮したDXの活用も進め、業務品質・効率のアップとコストダウンを図り、適切な業務遂行を願いたい。

最後に、25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」改正などにより農政の転換期を迎えているが、機構は変わることなく、食料の安定供給に関わる業務を通じて国民へのより良いサービスの実現のため最善を尽くしてもらいたい。

令和7年6月23日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 渡邊 雅一

監事 守山 郁雄